

宝くじ関連法人を対象とした事業仕分けに関する

指定都市市長会のアピール

指定都市は都道府県と並んで宝くじの発売主体となり、その収益金は少子・高齢化対策や芸術・文化振興、学校・公園等の整備など、住民福祉の向上のための各種事業の貴重な財源となっている。

この度、政府の行政刷新会議の事業仕分け（第二弾）が行われ、宝くじ関連法人の「宝くじの普及宣伝の事業」、「普及広報事業」、「市町村振興事業に対する助成事業」、「市町村振興宝くじ販売促進事業」について議論され、当該事業に対しては「廃止」の評価がなされた。

発売主体である指定都市は、この判定を真摯に受け止め、普及宣伝事業や関連法人のあり方について、宝くじに夢を持って楽しみに購入される多くの住民の理解が得られるよう、所管官庁の支援を得ながら、同じく発売主体である都道府県とも協力して必要な見直しに取り組んでいく。

平成22年6月14日
指定都市市長会